

函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、釧路工業高等専門学校、
旭川工業高等専門学校と公立千歳科学技術大学との
教育・研究等に関する包括連携協定書

函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）、苫小牧工業高等専門学校（以下「乙」という。）、釧路工業高等専門学校（以下「丙」という。）、旭川工業高等専門学校（以下「丁」という。）と公立千歳科学技術大学（以下「戊」という。）は、教育・研究等に関する包括的連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁及び戊相互の知見の理解と教育・研究に関して、連携活動に必要な情報の共有に努め、相互に連絡協力し、発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 教育活動の推進に関する事
- (2) 共同研究の実施に関する事
- (3) 教育・研究の施設・設備の利用に関する事
- (4) 学生・教職員の交流に関する事
- (5) その他連携を図るために必要な事項に関する事

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、調印の日から1年間とする。

2 有効期間満了1か月前までに甲、乙、丙、丁及び戊から特段の申し出がないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様に更新するものとする。

3 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが本協定の廃止の必要性を認めた場合には、協議の上、6か月の猶予をもって文書で通告することにより、本協定を廃止することができる。

（秘密保持）

第4条 この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に承諾を得たときは、この限りではない。

（窓口の設置）

第5条 本協定の連携事業を持続するため、甲、乙、丙、丁及び戊それぞれに担当窓口を設置する。

（その他）

第6条 本協定に定めのない実施上の事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するために、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が署名のうえ、各自その1通を保有する。

2021年 4月26日

(甲) 函館工業高等専門学校

校長 但野 茂

サイン 但野 茂

(乙) 苫小牧工業高等専門学校

校長 小林 幸徳

サイン 小林 幸徳

(丙) 釧路工業高等専門学校

校長 小林 幸夫

サイン 小林 幸夫

(丁) 旭川工業高等専門学校

校長 高橋 薫

サイン 高橋 薫

(戊) 公立千歳科学技術大学

学長 宮 永 喜 一

サイン 宮 永 喜 一